

# インターネット犯罪・事件・訴訟の全体動向

牧野二郎●弁護士

## 企業のウイルス対策が進む一方、出会い系、悪徳商法、不正アクセスなどの被害は増大

情報化が急速に進み、インターネットをめぐる犯罪もまた急増している。こうした現象は、利用者の急増、無防備な利用者層の増加といった現代の特徴によって、さらに危険性を増加させつつある。企業によるウイルス対策などが進む一方で、出会い系、悪徳商法、不正アクセスなどで被害を受ける消費者が増加しており、犯罪対策におけるデジタルデバイドの発生が懸念される。ここではここ数年の間の特徴的な犯罪について概観することにする。

### ウイルス問題

ここ数年間のウイルス対策の充実発展、その実装の拡大は目覚ましいものがあるといえる。

2001年に大きな被害をもたらしたSircamウイルスに引き続き、2002年4月以降Klezと呼ばれるウイルスが猛威をふるった。ウイルスの特徴をみると、毎年のように巧妙化し、高度化していることがわかる。Klezは、ファイルを単体で抜き取り第三者に送りつけてしまうので、機密漏洩などの危険が

### 「Winny事件」は犯罪か？

「Winnyはすばらしい技術。開発したことで立件したわけではない」と、京都府警阿波生活安全企画課長は説明したという。ならば、どのような理由で逮捕したのか。プログラムの開発に問題がないとすれば、具体的な犯罪を支援していない限り幫助犯は成立しない。しかし、個別に著作権法違反を支援したとの事実はないという。では、本当に犯罪になるのだろうか。

#### ”犯罪カタログ”と照合してみると

そもそも現在の犯罪体系は具体的な犯罪を想定し、一定の型を予定している。いわば“犯罪のカタログ”を発表し、これに当てはまらないときは犯罪としないと、はっきりと公言しているのである。刑法その他刑事罰をもつ法律は、こうして権力の濫用から人権を擁護する機能をもたされている。K氏の行為を問うには、“カタログ”のどの部分に該当するのかを、慎重に吟味しなければならない。

K氏の行為はプログラムの開発である。これは立派な著作物であり、自

らの著作物を広く頒布することは著作権法上なんの問題もない。さらに、そのプログラムの解説を書籍などで公開しても、表現の自由により、これもなんら問題はない。つまり彼自身は著作権法に違反していないのである。

すでにWinnyを使って著作権法違反を行ったもの2名が逮捕されているが、この2名を幫助した場合には共犯（幫助）として問題となるが、幫助は正犯の行った犯罪を支援する意図（幫助の故意）で、支援するものでなければならない。すなわち犯罪が行われるような現実的に危険な状態にすること、それを支援することが問題とされているのである。正犯と無関係にプログラムを開発したり、書籍で解説した場合には、反社会的と評価されるかもしれないが、具体的な犯罪を支援したことにはならない。

#### 「幫助行為」が見当たらない

警察の発表のとおりであれば、幫助行為はないので、私は無罪と判断する。2人の犯罪を認識して、これを支援していなければ、どう見ても幫助

とはならないからだ。一方的に見知らぬ人が見知らぬところで犯罪を犯すのを支援するというは、現行刑法は予定していない。こうした精神的支援は犯罪とはならないのだ。

もし仮に書籍に反体制的なことを書いただけで、それを実行したものがいるからといって逮捕されるというのでは、治安維持法の時代に逆戻りすることになる。我々は表現の自由の尊さを学んできたはずだ。耳障りと言われても、嫌悪すべきと評されても、表現することの自由を認めることが社会の真の安全と幸福をもたらすのであって、時としてそうした嫌われる表現行為の中に真理が隠されているということ、学んできたはずなのだ。

具体的な幫助行為がないのに処罰を拡大するというのは、刑罰ではなく治安が目的であると言っていい。我々はそのままで拡大した取締りの権限を警察に渡してはいない。

#### K氏は“ねずみ小僧”か？

義賊ねずみ小僧というのがいたという。豊かな商家を狙って盗みを働き、

高く、より危険な存在であった。

2003年8月にはマイクロソフトのOSウィンドウズの欠陥を狙ったBlasterが発生した。マイクロソフトはこの欠陥が報告されてから迅速に修正プログラムを配布したのだが、多くの利用者はマイクロソフトのサイトからのダウンロードをしなかったため、被害は急速に広がった。

しかし、こうして次々と新種のウイルスが送り出されているにもかかわらず、2003年の推定被害は前年よりも減少して、3000億円程度であると報告されている（IPA）。これはBlasterの発生によって企業がいっせいに効果的なウイルス対策をした効果が現れたからだといわれる。企業などを中心にウイルス対策を徹底し、OSの最適化を実践することで相当に大きな効果が生まれることが理解されてきたと言ってよい。今後もウイルスとの戦いが続くが、的確な対策は思いのほか

効果があることが実証されているので、迷わず実装しなければならない。

### デマと取り付け騒ぎ

2003年年末には1通の携帯メールが佐賀銀行の取り付け騒ぎを引き起こし、健全な銀行であった佐賀銀行から1日で500億円が引き出されるという事件が起きた。

年末の12月25日未明、1人の女性が発した「佐賀銀行がつぶれる」という携帯メールが端緒であったというが、情報の伝達力の強さと、そうしたデマ情報に対する対策が遅れることの深刻さが示された事件である。発信元の女性は信用毀損容疑で書類送検されている。

正しい情報の提供の仕方、デマ情報に対抗できる信頼の確保、日常的取り組みの重要性などが指摘されている。今後、

貧しい人々に財貨をばら撒くので、義賊と言われる。K氏が著作権体制を破壊しようと、自ら危険を犯して映画や音楽のファイルをWinny上にばら撒いたのだとしたら、ひょっとして義賊と言えるのかもしれない。しかし、ばら撒かれた人は、はたして明日の食事にも事欠くような貧しい人かどうか。面白半分にはじめとりのスリルを楽しんでいるだけではないのか。盗まれたほうも、はたして豊かな商家なのかどうか。

### 掠（かす）め取りと尊敬と

本当に音楽の好きな人、映画の好きな人は次のよい作品を心待ちにする。よりよいもののためにさまざまな犠牲を払う。ファンのそうした思いを踏みにじる中間ブローカーがいるのも事実だ。本当に聴きたい1つの作品のために膨大な無駄を強いられる構造があり、CD製作者などはこの愚行をえんえんと繰り返している。高すぎる権利料、無駄な曲の詰まったCD、そうした苛立ちやストレスは多くの人が感じているだろうし、それがCDな

どの売り上げを落としている真の理由であることもまた事実だろう。

しかしである。無駄な売り方をしていると非難し、馬鹿高い権利料を非難するのはいいが、だからと言って黙って掠め取ってよいものか。高く売るのは違法なのだから盗むことは認められる、のだろうか？ 私は高く売ること違法だが、掠め取るのもまた違法としか思えない。

視聴者が本当に求めるものをクリエイターに直接伝えること、その重要性は明らかである。ファンは何がよい曲か、何が好きで何が嫌いかを、クリエイターに伝えたいはずだ。実はそれが、大好きな曲に正当な対価を支払うことを意味しており、本当のファンはこうした対価の支払いを望みこそすれ拒否することはないだろう。ファンはクリエイターに自分の思いが伝わることに喜びを感じるからだ。

K氏が強い怒りをもっていることは至極当然だろう。正義感が人一倍強いのもわかる。しかし、単に掠め取りを支援するだけなら、それは才能の無駄遣いなのではないか。そこからは退

廃と虚無以外、何も生まれない。単なる衝動的な愉快犯になるに過ぎず、とうてい怒りの根源を変革する力とはなりえないはずだ。

### iTunesの野望

スティーブ・ジョブスがまたやらかしてくれた。私は、弱小コンピュータメーカーながら独自路線を突き走る、その野望の大きさに羨望を感じる一人だ。マック使いになれない悲しさを感じながら、いつも羨ましく思ってきた。しかし、ここに来てiTunesの展開とは驚きだ。ピクレーベルから1曲99セントでのダウンロードを勝ち取り、あっという間に5000万曲がダウンロードされたというのだ。それも皆が99セントを支払ってだ。

掠め取りではなく、欲しい曲が実際にリーズナブルに提供される仕組みを作ること。こうして頭の古いCD屋へ反撃を加えるのは、なんとも痛快ではないか。じゃ、私もiPODを買って、iTunesを楽しもうかな。アップルの甘い罠に浸ってみるのも、よいかもしれない。

総会屋などによる意図的な情報操作、デマの流布などの危険も考えられ、企業などにおいても十分な対策が立てられなければならない。

### Winny著作権法違反

2004年5月にはファイル共有ソフトWinnyの開発者が逮捕された。これまでも、ファイル共有ソフトを悪用した違法な著作データの受送信が行われてきたが、Winnyというソフトは従来のファイル共有ソフトに比べ、より匿名性が高められ、データ送信者の身元が秘匿される特徴もっている。

開発者の逮捕に先立ち、Winnyを利用して映画のファイルなどを無断で公衆送信し、著作権法に違反した者2名が逮捕された。京都県警はこのソフトを開発して広く配布したプログラマーには、著作権法違反事件に対する補助の責任があると判断して逮捕に至った。しかし、上記2名の著作権法違反行為を具体的に支援した事実は認められておらず、はたして補助と言えるか、補助の意思の有無も疑問だとして、批判が続出した。

### 出会い系サイトと被害防止法

携帯電話やネットを利用した買春や条例違反が急増している。とくに出会い系サイトといわれる男女の交際を仲介するサイトを利用した悪質な犯罪が目立ち、これを契機とした殺人事件などが発生している。多くの中高生、若年者層は携帯電話を持ち歩き、見知らぬ人と簡単に交際できることから、お金欲しさに性的罠に陥りやすい。また、そこで買春をする中高年者層などが多数出現した。こうした若者や中年男性を狙う恐喝事件などもまた増加している。

このため2003年6月「出会い系被害防止法」が可決・成立し、同年9月から施行された。未成年者との間で性的交渉を行うこと自体が犯罪とされ、法律施行後、警察は公立中学校3年の女子生徒（15歳）を書類送検するなどして徹底取締りを開始した。しかし、その後も出会い系サイトの利用者は減る様子を見せず、いまだ犯罪の温床として問題視されている。

### 個人情報漏えい問題

個人情報漏えいが問題とされている。個人情報保護法の全面施行は2005年4月1日だが、それ以前に各種の報道がなされ、個人情報の管理の難しさが指摘されている。2002年大阪高等裁判所では京都宇治市の住民基本台帳記載情報の漏えい事件について、保管者であった宇治市の責任を認めたが、持ち出した学生については条例の時効などもあり責任を問うことはできなかった。

その後、企業からの個人情報漏えいが続発した。大手エステサロン、食品メーカー、航空会社、インターネット接続会社など個人情報を利用する企業から膨大な量の個人情報が漏えいする事件が頻発した。複数のコンビニエンスストア、カード会社などから会員情報が漏えいする事件も相次ぎ、さらには医療機関から患者の病歴を含むデータが流出し、大手信販会社、消費者金融などからは利用者の信用情報を含む貴重な情報が漏えいするといった深刻な事件も続発した。

これらは2005年4月までは犯罪ではないものの、個人情報保護法の趣旨に反するものであり、企業の厳格な管理体制の確立が強く求められた年であった。

他方で、情報を持ち出した社員に対する抑止力が乏しいため、経済産業省は「情報窃盗罪」の新設を関係省庁に働きかけ、立法化を目指す。とくに医療関係や金融・信用の分野では厳格な管理を求めて新たな立法を検討しているという。

### 不正アクセス禁止法違反行為

2002年5月、宇宙開発事業団が管理する設計図を、衛星メーカーの社員3名が不正にアクセスして盗み出したとして逮捕された。競争相手の企業の提供したデータを盗むという典型的産業スパイ行為と見られている。

2003年3月にはキーロガー・ソフトを利用して他人に成りすまし、オンラインバンキングに不正にアクセスして1600万円あまりを引き出す事件が発生した。ネットカフェなどに同ソフトを仕込んで他人のID・パスワードを盗み出し、利用したとされるが、パスワード管理の安易さに対して反省を求められた事案であった。

### 佐世保小学生女児殺害事件

2004年6月1日、長崎県佐世保市の小学校6年生の少女が同級生を殺害する事件が発生した。少女を取り巻く環境が議論され、インターネットのもつ危険性も指摘されている。

ネット上の情報流通は高速だが、複雑な感情や配慮を伝えることは苦手だ。多様な顔文字は欠けたものを補充する意図といわれる。伝わりにくいので、よりインパクトのある言葉を使う傾向も生まれた。乱暴で威圧的な、非日常的な言葉を連打して自分の優位性を誇示する。こうした乱暴なやり取りは時としてエスカレートし、相手を、そして自分をも追い詰めてゆく。社会的経験の乏しいものは、現実社会とネット上の言葉の世界とが大きく崩れることが理解できず、混乱する。

今回の事件は、こうしたネット上の混乱が子供たちの人間関係をも混乱させたという側面があるかもしれない。ネットの力と限界を明確にして、それを使う子供たちへの影響を真剣に考え、議論する必要があるのだろう。



## [インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)